

小樽商科大学各種委員会委員の選出等に関する申合せ

(平成3年6月26日教授会決定)

- 1 各種委員会規程等に規定する各学科とは、経済学科，商学科，企業法学科，社会情報学科，一般教育系（保健管理センターを含む。）及び言語センターの6区分をいう。

なお，委員等の選出及び推薦に当たり特に定めのないときは，委員等は，専任の教授，准教授及び講師とする。

- 2 小樽商科大学各種委員会委員の選出等についての申合せ（昭和63年1月20日教授会決定）は，廃止する。

附 記

この申合せは，平成3年10月1日から施行する。

附 記

この申合せは，平成16年4月1日から施行する。

附 記

この申合せは，平成19年4月1日から施行する。